

## 保護預り約款新旧対照表

改訂後	改訂前
<p><b>保護預り約款</b> 第9条（お客さまへの連絡事項）</p> <p>(1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <p>① 名義書換または提供を要する場合には、その期日</p> <p>② 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ 最終償還期限</p> <p>④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>(2) 残高照合のためのご報告は第1章証券総合取引約款第21条によりお客さまにお知らせします。</p> <p>(3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>(4) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社 <u>コンプライアンス・リスク統括部</u> に直接ご連絡ください。</p>	<p><b>保護預り約款</b> 第9条（お客さまへの連絡事項）</p> <p>(1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <p>① 名義書換または提供を要する場合には、その期日</p> <p>② 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>③ 最終償還期限</p> <p>④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>(2) 残高照合のためのご報告は第1章証券総合取引約款第21条によりお客さまにお知らせします。</p> <p>(3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>(4) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社 <u>コンプライアンス部</u> に直接ご連絡ください。</p>